

概ね5年間の取組内容(令和元年度)

凡例	直轄	県
	○	—
	—	○
	○	○

取組方針				各関係機関の取組内容															
直轄		三重県		三重河川国道事務所	三重県	津地方気象台	松阪建設事務所	伊勢建設事務所	松阪地域防災総合事務所	南勢志摩地域活性化局	伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町		
項目	事項	内容	記載箇所																
1) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組み																			
(1) 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項																			
	① 想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図の策定・公表<国>	【想定最大規模の降雨による浸水想定区域の把握】 ・浸水想定区域図を作成・公表し、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。 ・浸水想定区域図の作成意図やその内容や活用方法について市町に理解してもらい、資料を提供する。 <県>	1) 6	・宮川はH28.12.5に公表済み。 ・家屋倒壊等氾濫想定区域を表示する。(H28年度) ・勢田川についてもH29.6.2に公表済み	・公表内容について情報共有を図る(H28年度～) ・H30年度までに県内の水位周知河川30河川において浸水想定区域図を作成			【作成済み河川】 ・水位周知河川 宮川、大内山川、五十鈴川、外城田川、大堀川 ・水位周知河川以外 勢田川、檜原川、五十鈴川派川、松下川、汁谷川、横輪川、一之瀬川、相合川、有田川		・防災啓発事業の際に併せて洪水浸水想定区域図の展示を行う。		—	・浸水想定区域図作成業務を発注。業務履行中。						
		【内水浸水想定区域図の作成】 ・内水氾濫時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。 <伊勢市・多気町・大台町・玉城町・度会町>	1) 7		・令和元年度に県内の水位周知河川以外の12河川において浸水想定区域図を作成			・水位周知河川以外について今後実施予定(令和元年度は河内川、村山川、小方川、奥川、伊勢路川、五ヶ所川、泉川、江川を実施予定)				—	—	・浸水想定区域図を作成し、令和元年に公表する。					
		【浸水実績等の周知】 ・地域住民が水害のリスクを意識し、避難等を的確に行えるように支援する。 <県・伊勢市・多気町・大台町・玉城町・度会町・大紀町>	1) 9					・水害危険箇所の情報を市町と共有する。			—	—	・被害調査に基づく浸水状況マップをホームページに掲載済み		・ハザードマップの配布 ・ホームページへの掲載				
	② 想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーションの公表<国>			これまでに取組	・鈴鹿川、内部川についてはH29年度公表 ・その他河川についてはH30年度公表	・公表内容について情報共有を図る(H28年度～)													
	③ 想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知【水防法第十五条第三項】<市町>	【洪水ハザードマップの作成・配布】 ・洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。 <伊勢市・多気町・玉城町・度会町・大紀町>	1) 8	これまでに取組	・自治体への助言を行う。	・自治体への助言を行う。					・防災啓発事業の際に併せて洪水浸水想定区域図の展示を行う。		—	—				・浸水実績等の住民への周知	
				今後の取組	・引き続き実施	・引き続き実施									・三重県の管理する区間、河川の浸水想定区域図が公表された後に、洪水ハザードマップを更新する。	・県管理区間については、浸水想定区域策定後に検討する。	・地域防災計画の改訂に併せて総合防災マップの作成、各戸配布予定	・防災マップの作成 ・住民への周知	・三重県の管理する区間、河川の浸水想定区域図が公表された後に、ハザードマップを作成する。(宮川)
	④ 首長も参加したロールプレイング等の実践的な洪水に関する避難訓練を実施<市町>			これまでに取組															
				今後の取組															
	⑤ 日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとハザードマップを整備<市町>			これまでに取組	・中部地帯にて手引きを公表 ・自治体への助言を行う														
				今後の取組	・引き続き実施										・取り組みを検討する。	・マップの作製について検討する			

取組方針				各関係機関の取組内容															
直轄		三重県		三重河川国道事務所	三重県	津地方気象台	松阪建設事務所	伊勢建設事務所	松阪地域防災総合事務所	南勢志摩地域活性化局	伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町		
宮川水系の減災に係る取組(H28.10.17)		宮川圏域県管理河川における取組(H30.5.)																	
項目	事項	内容	記載箇所																
⑥小学生も理解しやすいテキストを作成し、小中学校における水災害教育を実施<国・県・市町>	これまでに取組	【防災教育の実施】 小中学生等の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むための防災教育を実施する。 <県・伊勢市・多気町・大台町・玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町>	1) 10	・出前講座を積極的に実施する ・防災講演会、治水施設の現地見学会を開催予定 ・学校の授業に活用可能な教材を作成	・要請があれば、出前講座等を実施する		・要請があれば、出前講座等を実施する	・要請があれば、出前講座等を実施する			・防災啓発事業の際に併せて洪水浸水想定区域図の展示を行う。	「防災ノート」を活用した防災教育に取り組みとともに、避難訓練を実施する。 (小、中学校を対象に毎年実施) ・また、国土交通省、気象台、京都大学と連携し防災教育を実施。	—	「防災ノート」を活用した防災教育に取り組む。		・防災ノート、ハザードマップ等を活用した防災授業の実施。 ・避難訓練等の実施。	・防災ノートの活用を引き続き実施してもらう。防災備蓄品を配布し、防災についての意識を高めてもらう。	・防災ノートを活用した防災授業の実施。 ・避難訓練の実施。	
	今後の取組			・小学校と連携しながら作成した副読本を用いて試行授業を実施。	・引き続き実施		・引き続き実施	・引き続き実施				・引き続き実施	・町内小中学校の総合学習事業の中で、水災害教育に取り組んでいく	・引き続き実施		・引き続き実施		・引き続き実施	
	これまでに取組	【要配慮者利用施設管理者における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施】 ・要配慮者利用施設の利用者が、洪水時に迅速な避難行動をとれるように避難確保計画の作成及び避難訓練を実施する。 <県・伊勢市・大台町・度会町>	1) 5	・H29年度津市をモデル地区として講習会を開催 ・それをもとに本署にて講習会の運営マニュアルを作成 ・避難訓練の実施を支援	・避難計画の策定及び訓練の実施を呼びかける		・要配慮者利用施設の管理者向け説明会の講話実施 H29.2.15 津会場、 H29.2.16 四日市会場	—	・避難確保計画の作成及び訓練の実施状況を確認する				・要配慮者利用施設管理者に避難確保計画の作成及び避難訓練を実施するよう指導する。			・要配慮者利用施設管理者への計画、訓練への参画。	・要配慮者利用施設管理者に、引き続き避難計画の作成を依頼する。 ・訓練を積極的に実施するよう依頼していく。		
	今後の取組			・講習会運営マニュアルや避難訓練実施状況を共有し、取組の促進を図る。	・引き続き実施		・避難確保計画の作成及び訓練の実施状況を確認する		・引き続き実施				・引き続き実施			・引き続き実施	・引き続き実施		・要配慮者利用施設管理者に避難確保計画の作成及び避難訓練を実施するよう指導する。
⑧防災意識の向上に繋がる、効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成<国・県・市町>	これまでに取組	【住民の防災意識の向上】 ・住民の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むための防災訓練を実施したり、災害・防災講習等をおこなう。 <県・伊勢市・多気町・大台町・玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町>	1) 11	・マスコミとの意見交換会を開催するなど、密接な関係構築を図り、広報活動の協力を得る ・出前講座を積極的に実施する	・県政だよりに風水害に関する記事を掲載する		—	・要請に応じて講習会等を開催する			防災啓発事業の際に併せて洪水浸水想定区域図の展示や出前講座等の際に水害に対する意識向上のための啓発を行う。	・地域の防災勉強会や防災訓練を実施する(地域の要望に応じて随時実施) ・また出水期に合わせ6月の広報で、水害に関する内容を掲載し意識の高揚を図る。	・町広報等で水害に関する情報を住民に発信していく	・学校区単位の防災訓練、防災講話等実施することによりより細やかな防災意識の浸透を図る。	・防災講演会、自主防災組織での勉強会、訓練等を実施	・総合防災訓練・防災講習会 ・自主防災研修会	・各地区での防災訓練の実施を促す。 ・備蓄品を有効活用していただく。	・防災教室の実施。(地震・津波がメイン) ・防災ひとくちメモ、放送。	
	今後の取組			・引き続き実施	・引き続き実施		・要請に応じて講習会等を開催する	・引き続き実施			・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施	
【水害危険性の情報共有】 ・市町が洪水被害等の危険性を意識している河川について、水害危険性(浸水状況等)を確認・周知する。 <県・伊勢市・大台町・玉城町・度会町・大紀町>	これまでに取組		1) 3	—			・水害危険箇所の情報を市町と共有する。					・自宅のリスクと避難行動について地域でワークショップ形式の勉強会を開催する。	・総合防災マップにおいて、水害危険性の周知を行う ・被害調査に基づく浸水状況マップをホームページに掲載済み	・危険箇所の把握・周知する	・ハザードマップおよびホームページで周知	・河床が高くなっている河川については洪水になる危険性が高いので、該当箇所を確認し、整理していく。			
	今後の取組			・水害危険性(浸水状況等)を確認する			・引き続き実施				・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施	・内容を更新し、引き続き実施	・引き続き実施			

取組方針				各関係機関の取組内容															
直轄		三重県		三重河川国道事務所	三重県	津地方気象台	松阪建設事務所	伊勢建設事務所	松阪地域防災総合事務所	南勢志摩地域活性化局	伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町		
宮川水系の減災に係る取組 (H28.10.17)	宮川圏域県管理河川における取組 (H30.5.)	内容	記載箇所																
項目	事項	内容	内容																
2) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組み																			
(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項																			
		①避難勧告の発令等に着目したタイムライン策定 ＜国・気象台・県・市町＞	【避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認】 ・避難勧告等の適切な発令をはじめ、関係機関が適時的な防災行動を判断・実施し、台風等に伴う洪水による被害を最小化する水害対応タイムラインを作成する。 ＜県・伊勢市・玉城町・度会町・大紀町＞	2	1)	・策定済み(伊勢市、玉城町) ・実運用し適宜見直し作業を実施する(引き続き実施)	—	—	—	・水位周知河川を対象に、県と市町の連携により河川及び市町別に水害対応タイムラインを作成する。	・地方部タイムライン(試行版)策定(予定)、試行版の試行運用(予定)	・地方部タイムライン運用(予定)	—	—	—	—	・県と連携し、タイムラインを策定した。	—	
		②タイムラインを踏まえた水害対応チェックリストの作成 ＜国・市町＞	【洪水時における河川管理者からの情報提供等】 ・洪水時に住民が迅速な避難行動をとれるよう、避難勧告等の発令につながる危険水位等の情報を県と市町が共有する。 ＜県・伊勢市・多気町・大台町・玉城町・度会町・大紀町＞ ・洪水時に市町長が行う避難勧告等の発令の判断を支援するホットラインを運用する。 ＜県・伊勢市・玉城町・度会町・大紀町＞	1	今後の取組	・引き続き実施	—	—	—	・水害対応タイムライン及びホットラインを運用する。	—	・内閣府ガイドライン更新、三重県L2公表などにより更新する。 ・河川管理者からの情報を関係部署と共有する。 ・ホットラインを活用する。	・検討を進める	—	—	・避難情報等の適切な発令に資するべく洪水にも対応したタイムラインを作成する。 ・国管理河川のみならず町内の中小河川についても危険水位を設定し、情報の共有を図る	・県からの氾濫注意水位等の他、気象情報、町独自の水位確認所の直接目視による確認等により、判断基準を定めている。	・必要に応じタイムラインを更新する。 ・県からの氾濫注意水位等の他、気象情報により、判断基準を定めている。 ・ホットラインを活用する。	・河川管理者からの情報を、速やかに現地対策班や庁内関係機関と共有する体制をつくる。
		④H28年度中に公表予定の想定最大浸水想定区域を踏まえた避難勧告等の発令基準の見直し＜市町＞		今までの取組	今後の取組	・自治体への助言を行う	—	—	—	—	—	—	・WBS(ワークブレイクダウンストラクチャー)形式で各所属が実施すべき対応を地域防災計画と連動させ整理している。	—	—	—	—	—	
		⑤避難勧告・指示の発令対象エリアと発令順序の検討 ＜国・市町＞		今までの取組	今後の取組	・自治体への助言を行う	—	—	—	—	—	—	・整理が済んでいる	—	—	—	—	—	
		⑥水害時に着目した指定避難場所の見直し ＜市町＞	【隣接市町による避難場所の設定】 ・各市町において、水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町内の避難場所を収容できない場合などにおいては、隣接市町等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施。 ＜伊勢市・多気町・大台町・度会町＞ 実施済み＜大紀町・南伊勢町＞	4	今までの取組	・自治体への助言を行う	—	—	—	—	—	—	・家屋倒壊等氾濫想定区域に多くの住家が含まれる宮川左岸の避難場所について広域避難の検討を行う。	・平成27年度に見直し済み。	—	—	・町内の地域間で避難所を確保している	・各避難所は浸水区域に該当していない、現在見直し必要はないと考えている。	・近隣市町と利用できる避難所の調整等を行う。 ・近隣市町や消防、警察等と情報伝達訓練などを実施する。
		⑦情報伝達の相手先・手段・内容等を確認するための洪水対応演習の実施＜国・気象台・県・市町＞	【水防訓練の充実】 ・出水時の水防活動を円滑にするための水防訓練を実施する。 ＜伊勢市・多気町・大台町・度会町・大紀町・南伊勢町＞ ・迅速かつ確実に水位情報を伝達できるよう、洪水時を想定した洪水対応演習を実施する。 ＜県・伊勢市・玉城町・度会町・大紀町＞	17	今までの取組	・毎年、出水期前までに実施する	・毎年、出水期前までに実施する	・毎年、出水期前までに実施する	—	—	—	—	・出水期前までに情報伝達先等を確認する。	・出水期前までに、情報伝達先等を確認する。	・出水期前までに、情報伝達先等を確認する。	—	—	・総合防災訓練を実施	—
		【水門開閉訓練の実施】 ・水門の開閉操作方法や開閉時の周知について、関係職員間と情報共有を図るため水門開閉訓練等を実施する。 ＜県・伊勢市・南伊勢町＞		今までの取組	今後の取組	・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施	—	—	—	—	・五十鈴川中村堰で開閉訓練を実施する。	—	—	—	・水門の開閉点検実施時に指導を行っている。(操作人交代時に随時実施)	—	・樋門の定期点検を実施。
				今までの取組	今後の取組	・引き続き実施	—	—	—	—	—	—	・県管理水門等で開閉訓練を実施する。	—	—	—	・引き続き実施	—	・引き続き実施

取組方針				各関係機関の取組内容														
直轄		三重県		三重河川国道事務所	三重県	津地方気象台	松阪建設事務所	伊勢建設事務所	松阪地域防災総合事務所	南勢志摩地域活性化局	伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町	
宮川水系の減災に係る取組(H28.10.17)		宮川圏域管理河川における取組(H30.5.)																
項目	事項	内容	記載箇所															
⑧		三重河川国道事務所と関係機関で設置する「情報連絡室」を活用し、早期の情報共有を図る<国・県・市町>	これまでの取組	・すでに対応済み、情報発信内容の充実を図る ・道路情報共有等で連携を図る。	・すでに対応済み													
			今後の取組	・引き続き実施	・引き続き実施													
⑩		報道機関を通じた迅速かつ的確な情報発信<国・県・市町>	これまでの取組	・マスコミとの意見交換会を開催することで当方からの情報、専門用語等を理解を深め、水防時に迅速かつ的確な情報発信を促進する	・災害情報共有システム(Lアラート)により情報発信を行う													
			今後の取組	・引き続き実施	・引き続き実施													
(2)円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項																		
①		住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信<国・県・市町>	これまでの取組	・スマートフォン等を活用した情報発信を平成30年度より開始	・国からの情報発信をホームページで共有する(H28年度～)													
			今後の取組	・プッシュ型配信について、出水期をメドに周知を図る	・引き続き実施													
		【水位、雨量情報のさらなる周知】 ・テレビのデータ放送や「防災みえ」による水位情報・雨量情報の提供状況を広く周知し、住民の避難などに役立ててもらう。 <伊勢市・多気町・度会町・大紀町> 実施済み<県・大台町・玉城町> ・新たな情報提供手段についても検討を行う。 <度会町>	これまでの取組															
			今後の取組															
②		円滑かつ迅速な避難に資するための防災行政無線の補強などの施設(ハード)整備<市町>	これまでの取組															
			今後の取組															
		【防災気象情報の改善】 ・大雨(浸水害)、洪水警報の改善を図り、災害との相関が高い指数値を導入して、メッシュ情報として表示させることにより、危険な地域をわかりやすくすることで、住民に今後の危険度の高まりを把握できるようにする <気象台>	これまでの取組															
			今後の取組															

取組方針				各関係機関の取組内容																		
直轄			三重県		三重河川国道事務所	三重県	津地方気象台	松阪建設事務所	伊勢建設事務所	松阪地域防災総合事務所	南勢志摩地域活性化局	伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町				
宮川水系の減災に係る取組(H28.10.17)				宮川圏域管理河川における取組(H30.5.)																		
項目	事項	内容	内容	記載箇所																		
3) 洪水氾濫による被害の軽減のための迅速化水防活動・排水活動の取組																						
(1) 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項																						
① 消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練<市町>				これまでの取組																		
				今後の取組																		
② 関係機関が連携した実働水防訓練【水防法第三十二条の二】<国・県・市町>				これまでの取組																		
				今後の取組																		
③ 迅速かつ的確な水防活動のための河川管理者と消防団の意見交換<国・市町>				これまでの取組																		
				今後の取組																		
④ 重要水防区域の点検・見直し及び水防資機材の確保【重要水防区域の点検・見直し及び水防資機材の確保】 関係者と重要水防箇所や危険箇所の情報共有を図る。 水防資材の備蓄情報の共有を図る。 <県・伊勢市・多気町・大台町・玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町>				これまでの取組																		
				今後の取組																		
⑤ 大規模洪水の減少により、実際の水防活動経験者が減少するなか消防団員に対する教育(水防工法の伝承、安全教育など)を実施<国・市町>				これまでの取組																		
				今後の取組																		
⑥ 消防団の円滑な水防活動を支援するため、簡易水位計や量水標等の設置<国・市町>				これまでの取組																		
				今後の取組																		
⑦ 住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信<国・県・市町>				これまでの取組																		
				今後の取組																		

取組方針				各関係機関の取組内容													
直轄		三重県		三重河川国道事務所	三重県	津地方気象台	松阪建設事務所	伊勢建設事務所	松阪地域防災総合事務所	南勢志摩地域活性化局	伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町
宮川水系の減災に係る取組(H28.10.17)		宮川圏域管理河川における取組(H30.5.)															
項目	事項	内容	記載箇所														
	(2) 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項																
	① 水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進<国・市町>			これまでの取組	・支援する						・大規模事業所に結成を促す。 ・消防団の随時募集。		—				
	② 住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信<国・市町>			これまでの取組	・緊急連絡メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信を平成30年5月より開始	・国からの情報発信をホームページで共有する(H28年度～)					・防災行政無線の情報をメール、FAX、電話応答サービスで周知している。緊急情報については併せて緊急連絡メールを配信している。		—				
	③ 災害拠点病院・大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動<国・市町>	【市町村庁舎や災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実】 ・浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討する。 <伊勢市・大紀町・南伊勢町>	2) 20	これまでの取組	・関係市町と調整し説明会を開催する。						・災害対策本部は浸水想定区域外の防災センターに設置する。		—	・防災行政無線、消防団、広域消防、警察との連携			・防災行政無線、消防団、広域消防及び警察との連携
				今後の取組	・引き続き実施						・引き続き実施		—	・引き続き実施			・引き続き実施
	(3) 一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復を可能とするための排水活動に関する事項																
	① 氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画を作成<国・県・市町>			これまでの取組	—	・作成された排水計画について情報共有を図る(H28年度～)					・作成された排水計画について、情報共有を図る。		—				
				今後の取組	・排水ポンプ車を考慮した排水計画(案)を検討・作成する。	・引き続き実施					・引き続き実施		—				
	② 排水計画に基づく排水訓練の実施<国・県・市町>			これまでの取組	・災害発生時の緊急連絡体制は整備済み ・水防管理団体の要望にあわせて水防訓練の中で排水訓練を実施する。また、市町向けに排水ポンプ車等の操作訓練を実施する。	・河川管理者が実施する排水訓練に参加する					・水防訓練時に国土交通省へ排水ポンプ車の派遣を要請し、展示説明等を実施していただく。 ・河川管理者が実施する訓練に積極的に参加する。		—				
				今後の取組	・引き続き実施	・引き続き実施					・引き続き実施		—				
	③ 堤防決壊時の対応(情報伝達、復旧工法、排水計画の検討など)を演習することを目的に、堤防決壊シミュレーションを実施<国・市町>			これまでの取組	・年1回、実施する(引き続き実施)						・職員を対象とした図上訓練を実施する。		—				
				今後の取組	・引き続き実施						・引き続き実施		—				
	④ 施設・庁舎の耐水化<国・市町>	【市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実】 ・浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施する。 <伊勢市・大紀町>	2) 21	これまでの取組	・施設の耐水対策等の検討を行う(H28年度～)						・本庁舎の発電機は高床式で整備済み。災害対策本部を設置する防災センターは浸水想定区域外。		—	・各施設での設備強化			
				今後の取組	・引き続き実施						—		—	・引き続き実施			
	⑤ 水害BCP(事業継続計画)を作成<国・市町>			これまでの取組	—	・三重県BCPを策定済み					・伊勢市BCPを作成し、BCMで進捗状況の管理を行っている。		—				
				今後の取組	・検討する	—					・引き続き実施		—				

取組方針				各関係機関の取組内容														
直轄		三重県		三重河川国道事務所	三重県	津地方気象台	松阪建設事務所	伊勢建設事務所	松阪地域防災総合事務所	南勢志摩地域活性化局	伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町	
宮川水系の減災に係る取組(H28.10.17)		宮川圏域県管理河川における取組(H30.5.)																
項目	事項	内容	記載箇所															
(4)ダムの危機管理型の運用方法の高度化																		
		①下流河川の氾濫時又はそのおそれがある場合における操作方法等、危機管理型の運用<国・県>	記載箇所	これまでの取組	・君ヶ野ダム(雲出川)、宮川ダム(宮川)において、一定条件以上の降雨が予想される場合、事前放流により制限水位以下の水位まで下げることができるよう、「事前放流実施要領」を定めている													
				今後の取組	・引き続き実施													
4)河川管理者が実施するハード対策																		
		①優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの洪水を安全に流すためのハード対策及び天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施<国>	記載箇所	これまでの取組	・危機管理型ハード対策を今後5年間で整備する(引き続き実施) 雲出川: 防災関係施設の整備は河川整備計画に基づき検討する。(引き続き実施)	—	・堆積土砂の撤去を実施する。撤去箇所については、県と町で優先度を協議しながら選定する。	・五十鈴川、椋原川、大内山川にて河川整備計画に基づいた河川改修を実施する。 ・堆積土砂撤去、河川内の樹木伐採等は、県と市町で優先度を協議しながら選定し実施する。			・河川の定期的な浚渫を行っている。また、ポンプ場の定期的な点検を行っている。	・堆積土砂の撤去について、関係機関と協議する	・町管理区域について浚渫を行いながら県管理部分の浚渫の調整をしている。	・堆積土砂撤去については件と協議を行い実施する	・関係機関と協議して実施	・撤去箇所について関係機関と協議しながら、優先箇所を選定していく。	・撤去箇所については、関係機関と協議し実施。	
			3) 22	今後の取組	・引き続き実施	(危機管理型ハード対策) ・令和元年度に県内で危機管理型ハード対策を3河川実施する。	・引き続き実施	・引き続き実施		・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施	引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施		